第7期宮崎市障がい福祉計画(第3期宮崎市障がい児福祉計画)の概要

1 計画の概要

(1)市町村障害福祉計画

障害者総合支援法において、都道府県及び市町村は、厚生労働省の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。

(基本指針)

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、<u>障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく</u> 業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2)市町村障害児福祉計画

児童福祉法において、都道府県及び市町村は、厚生労働省の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされている。

(基本指針)

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、 次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、 障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第1項及び第33条 の22第1項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、<u>障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保</u> その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計 画」という。)を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条</u> 第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(3)計画の期間

基本指針は通常、障がい福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県及び市町村は3年ごとに障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成している。

現行の「第6期宮崎市障がい福祉計画(第2期宮崎市障がい児福祉計画)」は、令和3年度~令和5年度の計画期間であり、次期計画の「第7期宮崎市障がい福祉計画(第3期宮崎市障がい児福祉計画)」については、本年度(令和5年度)中に策定することとなっている。

(4)国の基本指針

基本指針の見直しの主なポイント

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ① よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定
- ② 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ③ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他:地方分権提案に対する対応

成果目標(令和8年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数…令和4年度末施設入所者数の6%以上
 - ・施設入所者数…令和4年度末の5%以上削減
- ② 地域生活支援の充実
 - ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を進めること。【新規】
 - ・強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和八年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】
- ③ 福祉施設からの一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行者数…令和3年度実績の1.28 倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所… 就労移行支援事業所の5割以上【新規】
 - ・就労定着支援事業の利用者数…令和3年度末実績の1.41 倍以上
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合…2割5分以上
- ④ 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ・児童発達支援センターの設置…各市町村又は各圏域に1か所以上

- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等…各市町村又は圏域に1か所以上
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
 - ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

活動指標※今回より新たに設けることが望ましいとされており、計画に記載する項目のみ抜粋

- ① 施設入所者の地域生活への移行等
 - ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の利用者数、利用時間数の見込値【個々のサービスとしての指標を作成すること】
 - ・ 就労選択支援の利用者数の見込値
 - ・施設入所支援の利用者数【新たな入所希望者のニーズ・環境の確認】
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の見込値
- ③ 相談支援体制の充実・強化等
 - ・基幹相談支援センターの設置
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

(5)次期計画の構成

第1章・・・計画の概要

第2章・・・障がい者の状況

第3章・・・前期計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)の評価

第4章・・・令和8年度の数値目標等の設定

第5章・・・障がい福祉サービス等の見込み量及び見込み量確保のための方策

第6章・・・地域生活支援事業等の見込み量及び見込み量確保のための方策

第7章…資料

2 推計データ基準日

第1回協議会まで ・・・過去5カ年及び令和5年<u>7月提供分データ</u>までを基に推計 第2回協議会以降、最終版 ・・・過去5カ年及び令和5年<u>9月提供分データ</u>までを基に推計 ※現行の計画は、過去3カ年のデータを基に推計していたが、次期計画においては、新型コロナウイ ルス感染症の感染拡大により、本市及び各障がい福祉サービス等事業所において、十分なサービス の提供が図れなかった可能性があるため、感染症の拡大以前の実績も踏まえ推計を行った。

3 アンケート

障がい福祉サービス等の利用実態や障がい福祉サービス等に関する意識、意向などを把握し、計画 策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を LoGo フォームによるオンライン回答を活用し実施 した。

対 象:障がい者団体、障がい福祉サービス等事業所

実施期間:令和5年7月26日(水)~令和5年8月10日(木)※締め切り後、回答期間を延長。

回答率: 障がい者団体 (18/36団体) 50.0%

障がい福祉サービス等事業所(166 事業所/440 事業所) 37.7%